答 弁 第 一 〇 六 号昭和二十五年十二月八日受領

内閣衆質第一○六号

昭和二十五年十二月八日

内 閣総理大臣 吉 田 茂

衆議院議員横田甚太郎君提出やみ食糧根絶に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆

議

院

議

長

幣 原

喜

重

郎

殿

(質問の 一〇六)

衆 議 院 議 員 横 田甚太郎 君 提出やみ食糧 根 絶に 関する質問 に 対する答弁 書

農村 に おけるやみ食糧 につい ては、 その性質上その 数 量 \mathcal{O} 把 握 が 困 難 で あ る。 又価 格 は 地 地域によ り異る

が、 十 一 月十五日現在の食糧庁の 調査によれ ば、 農村のやみ食糧 の価格は、 米一 升当り最高 一三八円、 最

低 五. 九円、 小 麦 一升当り最高八五円、 最低四○円、 大麦一升当り最高七五円、 最低二六円となつてい

る。

やみ食糧 の発生の原 因 は、 7 ろいろあるが、 その主なものとしては、 食糧 の生産 高 の正確 なはあく

が 困 難 であること、 末端 供 出 [割当が 1 か λ ながら必ずしも適正 一に行わ れ ていないこと、 三 農家経 済

の窮迫に伴う農家の保有食糧の販売等が考えられる。

やみ食糧につい は、 極 力その 絶滅を図ることが、 流通 秩序を確立 し、 統制 経 済 の本 来 \mathcal{O} 目的 を達 する

上に必要であると考え供出 割当の 適正化、 生産数量の正確なはあく等やみ食糧 の発生の防止 一に必要な行 政

的措置を講ずると共に取締当局とも連絡して不正行為発生の場合の取締についても適切な措置を講ずるよ

方努めている。